

(続紙 1)

京都大学	博士 (経済学)	氏名	森 成城
論文題目	金融機関の財務健全性規制強化の効果に関する経済分析		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、金融機関の財務健全性規制強化の効果や影響に関する経済分析を行ったものである。具体的には、2007～2009年のグローバルな金融危機を受けて強化された銀行の財務健全性規制 (バーゼルⅢ) を対象とし、その効果と影響について、先行研究で扱われていない複数の規制の相互関係を考慮した分析を行っている。以下、論文の内容について要約する。</p> <p>序章では、問題意識と先行研究を整理した上で、本論文の概要がまとめられている。</p> <p>第Ⅰ章では、近年の銀行危機の事例として、1990年代の日本の不良債権問題とグローバル金融危機を比較し、共通点と相違点が整理されている。とくに、後者においては、貸付債権証券化技術の発達による組成販売型金融仲介 (証券化商品への投資) の増加やグローバル銀行の短期借り・長期貸しというハイレバレッジ経営が、国際資本フローのグロスベースでの増加をもたらし、危機拡大の一因になったことが、データや文献を用いて示されている。</p> <p>第Ⅱ章では、グローバル金融危機に関する先行研究が紹介された後、バーゼルⅢの問題点が示されている。金融危機の要因に関する統一的な見解はないが、金融機関が自己資本比率規制を回避する裁定行動などにより、過度なリスクをとったことが増幅要因となったという認識は共有されている。銀行が自己資本比率を高めることは、金融危機発生確率の低下を通じた便益がある一方、資本コストの上昇に対応して貸出利鞘を拡大させるため、貸出金利上昇による需要の減少というトレードオフがある。また、バーゼルⅢは、自己資本比率、レバレッジ比率、流動性比率 (安定調達比率) という複数の異なる算出基準で銀行の自己資本の最低所要水準を定めているため、銀行のビジネスモデルによって有効な制約となる規制が異なり得る。そのため、市場流動性の低下や銀行のリスク構造の類似化などを引き起こす可能性がある。これらの影響は、今後一段と顕現化する可能性があり、モデル分析に加え、定量的な調査を継続して行う必要がある。</p> <p>第Ⅲ章では、財務健全性規制強化が銀行貸出に与える影響について、金融仲介の効率性への影響という観点からの議論が行われている。具体的には、自己資本比率規制にレバレッジ比率規制が追加されることで、銀行貸出に与える影響がモデル分析されている。モデルでは、銀行に比較優位をもたらす異質性として貸出審査の費用効率性の差異を仮定し、自己資本比率規制のみが制約条件のケースと、レバレッジ比率規制が追加されたケースの比較分析が行われている。分析の結果、後者のケースは前者に比して、銀行が費用効率的な審査により比較優位をもつ貸出を減らす一方、比較優位のない貸出を増やすという解が得られた。これは、レバレッジ比率規制の追加を受けて、相対的に費用非効率な銀行による貸出が増加し、金融仲介の効率性が低下する可能性を示している。また、銀行の資産構造が類似化し、ネガティブなショックに対する金融セクターのリスクが増幅される可能性もある。バーゼルⅢの規制強化による影響を評価する際には、金融仲介の効率性や銀行セクター全体のリスクなど、幅広い観点からの分析が必要であるといえる。</p>			

最後の第IV章では、総括と展望として、本論文のI～III章での分析や政策的な含意がまとめられた後、今後の研究課題が述べられている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、グローバル金融危機を受けて導入された銀行の財務健全性規制であるバーゼルⅢに焦点をあて、バーゼルⅢ導入の背景と内容に関する詳細な説明、バーゼルⅢの効果に関する先行研究の解説、バーゼルⅢによる規制強化が銀行行動や金融セクターに与える影響について、分析と考察を行ったものである。本論文の意義は以下の通りである。

第一に、バーゼルⅢにおける複数規制の相互関係を分析することで、規制強化によって生じる副作用の可能性を示したことである。本論文が対象としているバーゼルⅢは、2007～2009年にかけて生じた世界的な金融危機を受けて導入された。バーゼルⅢの特徴は、従来の規制(バーゼルⅠ、Ⅱ)を引き継ぐ形で自己資本比率規制を強化したことに加え、レバレッジ比率規制と流動性比率規制を導入したことにある。査読付雑誌に掲載された論文を加筆・修正した第Ⅱ章では、レバレッジ比率規制と流動性比率規制が同時に存在する場合、金融機関は流動性が低い貸出から資金を引きあげ、負債比率を低下させるインセンティブをもつ可能性が示されている。とくに、ストレス下でのデレバレッジが促進されると、クレジットサイクルの変動が増幅するという意図せざる結果が生じる。また、バーゼルⅢ型の自己資本比率規制とレバレッジ比率規制が同時に存在する場合、金融機関の資産構成の多様性が失われ、収益構造の相関が高まることも示されている。この場合、金融セクターがマクロ経済的なネガティブショックに対して脆弱になるというリスクが生じる。このように、複数の規制が存在することで、それらの相互関係によって副作用が生じる可能性を示したことは、本論文の貢献であると評価できる。

第二に、標準的な銀行行動モデルを用いて、規制の強化が銀行の貸出行動に与える影響を分析したことである。本論文のモデルでは、バーゼルⅢ型の自己資本比率規制とレバレッジ比率規制を制約条件として、タイプの異なる銀行の貸出行動を分析している。実際の世界でも、銀行ごとに事業領域やビジネスモデル、経営資源の強みは異なる。銀行の異質性は、異なる貸出審査の費用形状によってモデル化されている。自己資本比率規制のみが制約条件の場合、タイプが異なる銀行はそれぞれの強みが生かせるコスト優位性をもつ効率的な貸出に特化する。自己資本比率規制にレバレッジ比率規制が追加された場合、各銀行は自行の強みが生かせる効率的な貸出と非効率的な貸出(コスト優位性をもたない)のポートフォリオを保有することになる。このように、財務健全性の規制を強化することで、非効率的な貸出が増加し、金融仲介の効率性が低下する可能性がある。規制強化による費用便益を評価する場合、金融仲介機能の効率性への影響などより幅広い観点からの評価や分析が必要であることを示唆したことは、本論文の貢献であると評価できる。

第三に、本論文の著者は、日本銀行金融機構局国際課に所属していた2010～2012年にかけて、バーゼル銀行監督委員会の主要な会議や部会に参加したという経験を生かし、バーゼルⅢ導入の背景、内容、評価等について、関連データや文献を適切に用いた詳細かつクリアな解説を行っていることである。とくに、本論文のⅠ章からⅡ章にかけてのバーゼルⅢに関する説明は、今後このテーマの研究を行う研究者にとって、非常に有益な内容になっており、この点も論文の貢献として評価できる。

しかしながら、本論文にも問題がないわけではない。例えば、第Ⅲ章の分析は、伝統的

な銀行の貸出行動を分析対象としているが、銀行を代替する機関や銀行の融資先である企業の行動が分析されていない。また、金融機関の収益構造やリスク構造の類似化が、マクロ経済のネガティブなショックに対して脆弱になるという問題点は指摘されているが、中央銀行の金融緩和等の政策がその副作用を緩和する可能性については、明示的な分析が行われていない。

ただし、これらの諸問題は、著者が今後の研究において取り組むべき課題であり、博士論文としての評価を著しく低下させるものではない。よって、本論文は博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和2年1月7日、3名の審査委員が論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、本論文を合格と認めた。